

第 5 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第5回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月10日（木） 午後2時30分

2 開催場所 鹿角市役所 全員協議会室

3 出席委員 （13名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地証明申請について

議案第24号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

副主幹

主 任

7 議事録署名委員 1 番

2 番

8 会議の概要

事務局 長	修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席13名であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたしました。
-------	---

会 長 事 務 局 長	ます。 ただいまより鹿角市農業委員会第5回総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、最初に事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承願いたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名いたします。 1番の員、2番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、最初に、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 総会議案の2ページをお開きください。 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号31番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 事務局の説明が終わりましたけれども、ご質問等ありましたらご発言願います。何かございませんか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それでは、そのように承認します。
議 長 事 務 局	次に、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の4ページをお開きください。 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議 委 議 委 員 一 同 議 委 員 一 同 議	長 員 長 員 長 一 同 長 一 同 長	農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 農地法第3条の説明ですけれども、またこちらの説明資料をご覧ください。 農地法第3条は1ページです。 第3条 【受付番号18番から21番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査を行った委員より補足があれば説明をいただきたいと思います。 まず、1番の委員はどうですか。 20番と21番の案件ですけれども、事務局の説明において問題はありませんでした。作付もされており、管理もされているということで、十分問題ないことを確認してきました。 それでは、9番の委員はどうですか。 事務局の説明のとおり問題ないです。 ご苦労さまでした。 それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
		それでは、次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の7ページをお開きください。 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが以下のとおりです。 第4条 【受付番号6番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。2番の阿部聖委員はどうですか。 受付番号6番の永田の〇〇さんの件ですが、乾燥とかそういった排塵の出るような
議 委	長 員	

議 長	施設でなければ、隣接の民家の方にも迷惑にならないのではないかと思います。 ご苦労さまでした。ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の９ページをご覧ください。 議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請について。 農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １０ページをご覧ください。 第５条 【受付番号１４番から１７番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より何か補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。委員はどうですか。
委 員	１４番、１５番、大体状況は同じですけれども、既に１４番は２軒家が建ってしまって、問題ないです。１５番も、説明のとおり、問題になるようなことはありませんでした。許可相当と思います。 以上です。
議 長	それでは、次に委員はどうですか。
委 員	事務局の説明のとおりですが、この〇〇の地域は、近年、住宅化が進んでいる地域で、この場所も住宅に挟まれているというような状況で、申請に問題ないのではないかなとは思いました。 以上です。
議 長	ご苦労さまでした。
委 員	それからもうお一方、阿部聖委員はどうですか。 ２番阿部です。 事務局の説明のとおりで、１０ページの雪捨て場になるところが低くなっていると、この図面に表しているとおりました。
議 長	追認ということで。 ほかの委員より何かご質問があれば発言願います。何かございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。

委員一同 議長	(「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局	それでは、次に、議案第２３号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 議案の１２ページをお開きご覧ください。 議案第２３号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １２ページをお願いします。 非農地証明 【受付番号４番から７番を議案書を基に説明】 以上です。
議長 委員	ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。６番の委員はどうですか。 現地確認してきましたけれども、現地はやっぱり山の手前なんですけれども、元々田んぼだったみたいなんですけれども、周りはもう林になっていて、田んぼも凸凹になっていて、谷地みたいな感じで草ぼうぼうと生えていて、申請は妥当と思われる。
議長 委員	この件について、委員。 川が氾濫して、流木等でもうこの一帯が被災地になっている状態。これが昨年だけではなくて、ずっとこれまでであったので、農業するにも農業意欲が湧かないという状況の中で、その地区はもう営農活動しなくなってしまっていて原野化、山林化している。また、手前側の山林がちょっと高いので日陰地にもなっているという状態です。
議長 委員	どうもありがとうございます。 それでは、委員はどうですか。 受付番号５番でございますが、事務局の言うとおりに、水害があり、かなり前の水害で地形が変わっている状態でした。もう原野ではなく山林化しておりまして、申請は妥当と思います。
議長 委員	ご苦労さまでした。 それからもうお一方、委員はどうですか。 ６番、７番についてですが、事務局の説明のとおり、この写真でも何となく分かると思いますが、非常に日当たりが悪いということで、かつてここが畑だったのかもしれないけれども面影はほとんどない状態で、まさに原野化しているというところで、周りも既に全て山林状態で、周りの影響もないということで、申請妥当と判断しました。
議長	ご苦労さまでした。 ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。

委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように認定します。
議長	それでは、次に、議案第２４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の１５ページをお開きください。 議案第２４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １６ページをお開き下さい。
議長	利用権設定 【受付番号１６１番から１７５番を議案書を基に説明】
委員一同	以上です。
議長	よろしいですかね。
委員一同	(「はい」の声)
議長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。